

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

福島県選挙管理委員会

- 政治団体設立の届出があった件
- 政治団体の届出事項の異動の届出があった件
- 政治団体の解散の届出があった件
- 資金管理団体の届出があった件
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出があった件
- 政治団体の収支報告書の要旨を告示する件二件

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第五十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六條第一項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体設立の届出があった。
令和六年八月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

その他の政治団体
国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
井出まさえ後援会	太田 寿子	井出 美恵子	いわき市好間町川中子字杉木内一二	令和六年六月二〇日
金澤拓哉後援会	金澤 拓哉	押田 洋平	東白川郡棚倉町関口字豊	令和六年七月二〇日

小島紀子後援会	小島 紀子	小島 紀子	郷一三二	月八日
佐藤ふじお後援会	中野 光	志賀 正一	西白河郡矢吹町中町三一〇	令和六年七月三〇日
塩きょう子後援会	高橋 明子	滝沢 伸江	いわき市遠野町上遠野字太田八四一	令和六年六月一日
首藤剛太郎後援会	首藤 剛太	三瓶 善孝	いわき市内郷小島町花輪一六一	令和六年六月三日
はごぎまさとも後援会	箱崎 政富	中丸 一三	石川郡石川町字松木下一〇二	令和六年六月十七日
福島県隊友政治連盟	鈴木 邦雄	菅野 勝浩	いわき市明治団地五一七	令和六年六月二一日
根本重和後援会	根本 重和	根本 恵子	福島市松川町字八一一八	令和六年七月一日
			いわき市大久町大久字石田太良一一一〇	令和六年七月一〇日

福島県選挙管理委員会告示第五十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七條第一項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。
令和六年八月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	内容	異動年月日
自由民主党天栄村支部	大須賀 溪	主たる事務所の所在地	新 岩瀬郡天栄村牧之内字天栄山一 旧 岩瀬郡天栄村大字大里字西小屋一	令和五年七月二〇日

福島県本田あきこ後援会	長谷川 祐	会計責任者	竹下 真紀子	初澤 喜子	令和六年七月四日
福島県薬剤師連盟	長谷川 祐	会計責任者	竹下 真紀子	初澤 喜子	令和六年七月四日
宮田秀利後援会	宮田 秀利	主たる事務所の所在地	東白川郡塙町大字塙字本町三	東白川郡塙町大字塙字本町六六	令和六年六月二四日
村上としみち後援会	村上 利通	主たる事務所の所在地	伊達郡国見町大字藤田字南三三	伊達郡国見町大字徳江字佐野台三一―一	令和六年六月一日

福島県選挙管理委員会告示第五十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。
令和六年八月二十七日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
黒原のりお後援会	黒原 範雄	令和五年五月一日
橋本克也後援会	石井 敬三	令和六年八月一日
みさわ豊隆後援会	小林 満信	令和六年一月三〇日

福島県選挙管理委員会告示第五十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第二項の規定により、次のとおり資金管理団体の届出があった。
令和六年八月二十七日

福島県選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
箱崎 政富	いわき市議會議員	はこぎまさとみ後援会	いわき市明治団地五一七	令和六年六月一日

委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第五十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項第三号の規定により、次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。
令和六年八月二十七日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	内容	異動年月日
	村上 利通	村上としみち後援会	主たる事務所所在地	
			伊達郡国見町大字徳江字佐野台三一―一	令和六年六月一日

福島県選挙管理委員会告示第六十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定により提出された政治団体の令和四年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。
令和六年八月二十七日

福島県選挙管理委員会
委員長 遠藤 俊博

福島県選挙管理委員会告示第六十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定により提出された政治団体の令和五年分及び令和六年分の収支報告書の要旨は、次のとおりである。
令和六年八月二十七日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

〔令和5年分：解散・その他の政治団体〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）														
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄 附								事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入
					金額	員数	個人	（うち、特定寄附）	法人その他の団体	政治団体	小計(㊦)	（うち、あつせよのもの）	政 寄(㊧)	党名附(㊨)				
黒原のりお会	6.2.1	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
木幡ますみ会	6.4.24																	

〔令和6年分：解散・その他の政治団体〕

政治団体の名称	報告年月日	収入・支出の総額		収入の内訳（※印は、内訳明細を別に記載してあるもの）														
		収入総額	支出総額	前年繰越額	党費・会費		寄 附								事業収入	借入金	交付金収入	その他の収入
					金額	員数	個人	（うち、特定寄附）	法人その他の団体	政治団体	小計(㊦)	（うち、あつせよのもの）	政 寄(㊧)	党名附(㊨)				
木幡ますみ会	6.4.24	(円)	(円)	(円)	(円)	(人)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)